

2024マーキュリータワー 利用案内



この利用案内は、マーキュリータワーの利用方法や注意事項を簡単に示したものです。

目次

1. はじめに: マーキュリータワーの概要.....	1
2. マーキュリータワー低層棟の各施設について.....	1
3. 個別研究室・ロッカー利用開始日について	2
4. ごみ出しのルールについて.....	3
5. 天井灯の照明が切れたら	4
学内 LAN.....	4
附録) 一橋大学院生自治会規約	5
さいごに.....	7

1. はじめに：マーキュリータワーの概要

マーキュリータワーとは東キャンパスにある、7階建ての高層棟と3階建ての低層棟からなる院生の行う研究活動の充実を図るための建物です。低層棟には個別研究室とロッカー、オープンキャレルがあり、高層棟は主に講義などで使用されます。

📖 マーキュリータワーの夜間・土曜・休日の入館について

所属研究科を問わず全ての院生が、夜間・土曜・休日の場合もマーキュリータワー低層棟および高層棟に入館可能です。このような365日24時間利用は、自治会による大学側への強い働きかけによって実現してきました。

なお、**夜間・土曜・休日の入館の際には、カードキー（学生証）が必要です。**
入り口付近のリーダーにかざしピピッと音がなりましたらドアが開きます。

2. マーキュリータワー低層棟の各施設について

オープンキャレル

…24時間、院生ならだれでも使用できるスペースです。机・椅子が設置してあります（机を占有している方もいますが、院生全員が使用できる状況が作れるように、占有は禁止されています）。

※どうしても荷物を置いていきたいという場合は、そのための共同棚が各部屋に設けられていますので、そちらをご利用ください。

※机上の放置物が問題となっています！

対策として、「不在カード」利用の呼びかけや、定期的な放置物撤去等を実施しています。

撤去物を置く共同棚を設けましたので、個人撤去も可能です。



オープンキャレルでは、食事や会話等が周囲への迷惑になるため、原則禁止されています。
食事は高層棟のラウンジなどでとってください。



個別研究室

…マーキュリータワーには個別研究室があります。各個別研究室には8脚ずつ机が配置されています。残念ながら1人が1つ使用できるだけの机の用意がありませんので、原則として1つの机を2人で使用してもらいます（研究室の利用方法は各研究科によって異なります）。



配分から利用にいたるまで、大学による管理ではなく、院生の自発的な運営に任されています！

ロッカー

…各階に教科書やカバンなどをしまうことのできるロッカーが用意されています。こちらも残念ながら全院生分用意がありませんので利用には申請が必要です。



3. 個別研究室・ロッカー利用開始日について

5月22日（水）より、新規利用者の研究室の入室が可能となります。ただし、**5月22日～6月2日**の期間は利用終了予定の方も立ち入ることが出来る「移行期間」となっておりますことご了承ください。この期間に、終了予定者が、荷物を持ち帰ったり処分をしたりします。

そして「移行期間」を経た、**6月3日（月）**を「完全利用開始日」とします。この日から今年度に申請された方のみが利用することが出来ます。

※移行期間を過ぎても、配分された机の上に、前の利用者の荷物が放置されているという事態が毎年発生しています。こうした事態によって利用が難しい場合は、まずは研究室の共同利用者に相談してみてください。また各研究科幹事や院生自治会でも相談を受け付けております。

※シックハウス症候群を抱える方がいましたら、代替研究室を用意するなど相談に応じますので、気兼ねなく自治会にご連絡ください。

ロッカーの「移行期間」および「完全利用開始日」も同様です。完全利用開始日を過ぎても配分されたロッカーの鍵が締まっている、前の利用者の荷物が放置されているなどした場合は、院生自治会までご連絡ください。

◇ ロッカーの配分に関しては、2024年度より各階ロッカーエリア前の掲示を取り止めました。自治会より利用申請者にメールにてご連絡しますので、各自でご確認ください。

4. ごみ出しのルールについて

一橋大学では、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「缶・ビン」「ペットボトル」「資源ごみ」等の区分でごみの分別を行っています。

みなさん、ごみの削減と分別徹底のご協力をお願いします！

古紙等の資源ごみは、定められた回収場所(1階 階給湯室)に出してください。

院生自治会が実施する粗大ごみの回収は原則年 1 回(年度替わり)に限られています。

とはいえ毎年、研究室の移動や退室に伴い、粗大ごみが、回収期間外に廊下やごみ箱の周囲に捨てられています。期日を過ぎて放置された粗大ごみの処理費用はやむを得ず院生自治会が立て替えています……粗大ごみの処分方法に困った場合は、一度院生自治会にご相談ください。

5. 天井灯の照明が切れたら

研究室の天井灯は院生ご自身で交換して頂くこととなっております。
MT 低層棟 2F のトイレ前に、交換用脚立と蛍光管が置いてありますので、
交換の際に使用してください。

学内 LAN

学内でインターネットを利用したいときには、各個室研究室の机で有線による接続が可能です。また、教室やマーキュリータワーのオープンキャレル、カフェテリアには学内 LAN というワイヤレス環境が整っており、ID とパスワードを入力するとパソコンやスマートフォンでも利用することができます（設定方法に関しては、下記のサイトを参照してください。

<https://1284w.cc.hit-u.ac.jp/wlan>)

学内 LAN が使えるところにはこのようなステッカーが貼られています。



附録) 一橋大学院生自治会規約

第1章 総則

第1条 (名称) 本会の名称は一橋大学院生自治会とする。

第2条 (会員) 本会の会員は全院生とする。

第3条 (目的) 本会の目的は会員相互の理解と友情を深め、生活共同体および研究共同体として建設的活動を推進することにある。

第4条 (事業) この目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1 会員の生活を守り研究の諸条件を整備するための活動。
- 2 会誌の発行。
- 3 研究会、講演会等の開催。
- 4 その他の必要と認められる諸事業。

第5条 (会員の権利および義務) すべての会員は本会の活動に積極的に寄与する権利と義務を持つ。

第6条 (事務所) 本会の事務所は一橋大学内に置く。

第2章 機関および役員

第7条 (機関) 本会の機関は下の機関による。

- 1 総会
- 2 幹事会
- 3 理事会
- 4 会計および書記
- 5 研究科総会

第8条 (総会) 総会は本会の最高決定機関である。総会は四分の一の会員の出席によって成立する。総会は理事会によって招集される。理事会は会員の五分の一以上の要求がある場合には総会を招集しなければならない。

第9条 (幹事会) 幹事会は各研究科別に設ける。幹事会はその研究科総会で選出される幹事からなる。幹事会はその研究科に関する限りの事項について決定権を持つ。

第10条 (理事) 各研究科総会は理事各二名を選出する。

第11条 (理事会) 理事会は本会の運営を統括する。理事会は毎年一回以上総会を招集しなければならない。

第12条（理事長）理事長は理事会において互選される。理事長は本会を代表し、理事会を主催する。

第13条（会計および書記）理事長は会計および書記を指名する。会計は会費の収支を管理する。書記は本会の記録を管理し、その他の事務を遂行する。

第14条（特別委員会）理事会は必要に応じて特別委員会を設けることが出来る。

第15条（役員の会費免除）役員は会費を免除される。役員は理事と会計、書記とする。

第2章の2

第15条の2（スト権の成立）スト権は次の各号のいずれかの場合に成立する。

1 会員の二分の一以上を定足数とする院生総会において、出席者の三分の二以上の賛成を得たとき。但し、委任状は定足数に含めない。

2 院生総会の発議に基づく投票において、会員の二分の一以上が投票に参加し、参加者の三分の二以上の賛成を得たとき。

※備考 第2号の投票の期間は総会の日から七日以上十日以内とする。院生総会の日はこれを期間に算入する。投票管理委員会はこれを院生総会において選出する

第3章 会計

第16条（収入）本会の運営に必要な資金は会費およびその他の収入から支出する。

第17条（会費）経年会費は年額1000円とする。

第18条（予算）会費の支出は予算による。予算は理事会が立案し、議会の承認によって成立する。

第19条（決算）決算は公示しなければならない。

附記

第20条 この会則についての細則は理事会が決定する。疑義が生じた場合も同様である。

※第21条 この会則を変更するには会員の三分の一以上が出席した総会で議決しなければならない。

さいごに

☞MTに関する詳細を知りたい方は自治会ブログに掲載されている2022年度総会議案をぜひ参照してみてください。これまでタワー内で起きた様々な問題について詳しく説明されています。

院生自治会ブログ URL:<https://blog.goo.ne.jp/hit-jichikai>

一橋大学院生自治会 理事会 MT 担当

2024年5月